

# 福祉を考える企業の会 会則

## [名称及び事務局]

- 第1条 本会は、「福祉を考える企業の会」と称する。  
2 本会の事務局は、駒ヶ根市社会福祉協議会事務局とする。

## [目的]

- 第2条 本会は、駒ヶ根市民の社会福祉充実について、企業、商業、農業等の事業を営む立場から社会貢献を広め、深めることを目的とする。

## [活動]

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。  
(1) 社会福祉充実のための事業者の努力について、懇談会を開催する。懇談会は、経験、情報、意見を交換する会議とし、同時に、福祉行政や社協について質疑、意見具申できるものとする。  
(2) その他、社会福祉充実のために、会員の賛同を前提に、任意の事業や活動について協議し、提議できるものとする。  
(3) 情報交換のために機関誌を発行する。

## [会員]

- 第4条 本会は、企業、商業、農業等の事業を営み本会の目的に賛同する事業主もしくはその代理者を会員とする。  
2 その他、企業、商業、農業等の各種団体で本会の目的に賛同する団体の役員もしくは該当担当者も会員とする。

## [経費]

- 第5条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。  
2 会費は、総会に諮り別に定める。

## [役員]

- 第6条 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長3名、監事2名、幹事若干名、判定委員3名、相談役若干名。

## [役員を選出]

- 第7条 本会の役員を選出は次の通りとする。  
(1) 会長及び監事は、総会により選出する。  
(2) 副会長、幹事、判定委員及び相談役は、会長の推薦、総会の承認による。

## [役員任期]

- 第8条 役員任期は、総会の翌日から2年後の総会までとする。但し、再任は妨げないものとする。

## [会の運営]

- 第9条 本会の日常的な運営は、役員と市社協事務局が当たる。  
2 役員会は、会長、副会長、事務局による。

## [会議]

- 第10条 本会の会議は、総会と役員会とする。  
2 総会は、会長が招集し議長を務める。

## [議決]

- 第11条 議決事項については、過半数の出席により総会成立とし、出席者の過半数をもって決する。

## [会計年度と監査]

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、会計は事務局が担当する。  
監事は会計を監査する。

## [その他]

- 第13条 この会則の施行について、規定外の必要事項は会長が別にこれを定める。

- 付 則 この会則は、平成6年12月 2日から施行する。  
この会則は、平成9年 7月11日から施行する。  
この会則は、令和4年 6月29日から施行する。